

## 1. はじめに

### ～ 介護サービス情報の公表制度の導入 ～

(介護保険制度の基本理念)

- 高齢社会においては、高齢者がたとえ介護が必要な状態になっても、その人らしい生活を自らの意思でおくることができ、社会を実現していくことが最も重要である。このため、介護保険制度では、「高齢者の尊厳の保持」、「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を基本理念として掲げ、利用者が自らより良い介護サービス（事業者）を選択した上で直接契約により利用する仕組みとなっている。

(介護サービス情報の公表制度の導入)

- こうした基本理念を現実のサービス利用において保障するためには、利用者の適切な選択に必要な介護サービス事業所に関する客観的な情報を提供し、選択を支援するための環境整備を図る必要があった。
- また、こうした情報提供の環境整備は、消費者契約において、従来から指摘されてきた利用者と介護サービス事業者間の「情報の非対称性」、「交渉力格差」などを是正し、真に対等な関係としていくための支援方策としても有効であると考えられる。
- このため、これまでの調査研究成果を基に国において準備が進められ、平成17年6月に成立した介護保険法等の一部を改正する法律において、明確に位置づけられたのが「介護

サービス情報の公表制度」であり、平成18年4月から全都道府県において施行されている。

(介護サービス情報の公表制度の概要)

- 介護サービス情報の公表制度は、原則、全ての介護サービス事業所に対して、一定の介護サービス情報（基本情報・調査情報）の都道府県への報告が義務化されている。このうち調査情報については、調査員による事実確認調査を経て、基本情報とともにその結果を、利用者をはじめ誰もがいつでも自由に閲覧することができるようインターネット等を通じて公表される制度である。あくまで、利用者の選択の支援として情報を公表する仕組みであり、これまでの指導監査や第三者評価とは異なり、評価や格付けを目的としたものではない。

(介護サービス情報の公表制度への期待)

- 介護保険の利用者は要介護高齢者等であり、利用するサービスの情報の入手において事業者と実質的に対等な関係を構築することが困難な場合がある。また、利用者が個々人の状態像に応じて効果的なサービスを適切に利用できない場合、その心身及び生活の機能が低下するおそれなどが考えられる。従って、介護サービス情報の公表制度が導入されたことにより、介護サービスに係る事前の情報収集及び介護サービス事業所の比較検討が可能となるような環境が整うこととなり、利用者にとってより効果的なサービスの選択ができるよう、今後の積極的な活用が期待されているところである。

(介護サービス事業所にとっての制度の理解と活用)

- この制度において介護サービス事業所は、利用者へ正確な情報を公表するために、調査票を記入し都道府県へ報告する場面、調査員による事実確認調査を受ける場面等において、常に自らのサービス提供の取組み状況と向かい合うこととなる。また、自らの責任で報告し、事実確認等を経て公表されている事実と、現実のサービス提供場面において行われている事実が、利用者や家族をはじめ関係者によって、常にあらゆる場面でモニタリングされることにもなる。
  
- この制度では、公表されている「介護サービス情報」の各項目について、常に利用者（国民）に対して自らのサービス提供実態についての説明ができるか（説明責任）ということと、その立証のために客観的な「確認のための材料」を示し得るか（立証責任）ということが問われることとなる。このため、介護サービス事業者においては、自らのサービスの提供内容を検証し、気づきを得る機会となることからサービス改善にもつながる効果が期待されている。
  
- また、介護保険制度は、「事前規制から事後規制へ」という「規制改革」の大きな流れの中で、様々なサービス提供主体の参入を認め、利用者の適切な選択を前提としつつ介護サービス事業所間の競争を促しサービスの質を確保する仕組みを導入した。この介護サービス情報の公表制度は、社会連帯で支えられている介護保険市場の持つ機能を適切に機能させ、利用者の選択を実効性のあるものとすることも期待されている。

(介護サービス情報公表支援センターの設置)

- 社団法人シルバーサービス振興会では、平成15年度より介護サービス情報の公表制度に関する調査研究を実施してきたが、この度の制度の施行に合わせて、この制度の適正かつ円滑な運営のための方策と支援を行うため「介護サービス情報公表支援センター」(以下「支援センター」という。)を設置した。この支援センターにおいて、情報公表における公表項目に関する調査研究体制の確保及び公表システムの開発から管理運営を行うこととした。

(介護サービス情報の公表制度の展望)

- 介護サービス情報の公表制度は、まだ始まったばかりの新しい制度であり、今後とも介護サービス利用者の選択を保障し、サービスの質を向上させるために大事に育てていかなければならない仕組みである。今後の調査研究では、介護サービス情報の公表制度への理解が進み、利用者の方々が安心して介護サービスを利用されるとともに、介護サービス事業者のサービスの質の向上、公表センター、調査機関・調査員等の本制度の関係者の業務の一助となることを目的として、新規サービスに係る情報公表項目(案)や制度施行後の課題等に関する検討の成果について、本報告書を取りまとめることとした。